

日本歯周病学会 Young Investigator Award 規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、日本歯周病学会定款細則第 42 条の規定により、日本歯周病学会(以下「本学会」という。)学術大会発表において優れた研究を発表した若手研究者を表彰するために、日本歯周病学会 Young Investigator Award (以下「本賞」という。)を設け、必要な事項を定めたものである。

(表彰対象)

第 2 条 表彰対象は、本学会当該年度の日本歯周病学会 Young Investigator Award に応募し、学術大会に発表された口頭発表とする。

(応募資格)

第 3 条 応募者の資格は以下の各号に該当する者とする。

- (1) 2 年以上の会員歴を有すること
- (2) 33 歳未満であること
- (3) 筆頭著者であること
- (4) 過去に本賞を受けたことがないこと
- (5) 過去に日本歯周病学会奨励賞を受けたことがないこと

(選考対象)

第 4 条 本賞は第 3 条に定める資格を有する応募者の中から選考する。

(受賞者数)

第 5 条 受賞者数は、各年度 2 名以内とする。

(選考と決定)

第 6 条 受賞候補者は、選考委員会で選出し、理事会の議を経て受賞者と決定する。

- 1 選考委員長(以下「委員長」という。)は、理事長の指名により選出し、委員長が選考委員会を主催する。委員長は副委員長を含む 5 名の選考委員を選出し、理事長が任命する。
- 2 選考委員の構成は別に定める。
- 3 各選考委員の任期は当該年度内とする。
- 4 表彰選考要項は別に定める。

(表 彰)

第 7 条 受賞者には賞状ならびに副賞を授与する。

- 1 本賞の副賞は、サンスター株式会社のスポンサーシップによる“Sunstar Award”とする。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改正は理事会の議を経て行う。

付 則 この規程は平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

日本歯周病学会 Young Investigator Award に関する内規

- 第 1 条 本内規は、日本歯周病学会 Young Investigator Award 規程第 6 条 4 項の規定により、日本歯周病学会 Young Investigator Award の実施に関して必要な事項を定めたものである。
- 第 2 条 発表は和、英のいずれも可とする。ただし、発表スライドは英文とする。共著の場合、共著者の同意が得られること。
- 第 3 条 応募者の年齢は応募締め切り時の満年齢とする。また会員歴についても同様に扱う。
- 第 4 条 応募は自薦とし、評議員の推薦を必要とする。応募者は締め切り日までに別に定める書類を添えて申請する。
- 第 5 条 選考委員会は理事または評議員の中から 6 名で構成し、委員長・副委員長・委員の任期は 1 年とし理事長がこれを指名する。ただし理事長が必要と認めた場合、正会員から選考委員を委嘱することができる。なお、応募者の所属する組織の関係者は当該発表の評価に加わることは出来ない。
- 付 則 1 この内規は平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

日本歯周病学会 Young Investigator Award 施行細則

1. 本細則は日本歯周病学会 Young Investigator Award 規程第6条に基づき、Young Investigator Award 選考にあたり、必要な事項を定めるものである。

(応募方法)

2. 日本歯周病学会学術大会(以下「学術大会」という。)演題募集時に、Young Investigator Award (以下「賞」という。)の演題を募集する。
3. 応募に当たっては、評議員の推薦を必要とし各評議員は1演題を推薦することができる。
4. 応募者は、抄録と共に、氏名、所属、生年月日、年齢、推薦者による推薦理由等を明記した申請書を学会事務局へ送付する。
5. 発表形式は口頭発表とする。

(選考方法)

6. 選考対象は、当該学術大会で応募された5演題以下とする。応募演題が5件を超える場合は抄録および申請書による事前書面審査を行い、選考対象者5名を選出する。評価表は別途定める。得点の上位者より選考対象者を決定し、同得点の場合は委員の協議により選考対象者を決定する。
7. 選考にあたってはアブストラクト、申請書、発表内容、発表方法等により採点を行う。評価表は別途定める。
8. 得点の上位者より受賞候補者の適否を決定する。ただし、同得点の場合は委員の協議により受賞候補者を決定する。
9. 選考委員長は、選出した受賞候補演題及び候補者名等を理事長に報告する。
10. 理事長の承認により受賞演題の決定とし、理事へ報告する。

(表彰時期)

11. 表彰は当該学術大会時に行う。

附 則

この細則は、平成26年5月22日から施行する。